

3 / 原局第341号
昭和31年10月24日

文部省大学・術局長 殿

原子力局長

研究用原子炉の設置について

昭和31年8月30日学大第736号をもつてお申越のあつた標記の件については、去る10月11日開催の原子力委員会において下記の通り決定いたしましたので本決定の主旨により貴局において具体的措置につき検討を煩わしたい。

記

大学における基礎研究及び教育のための原子炉の設置については、昭和31年9月6日内定の原子力開発利用長期基本計画5、(2)、(ロ)の(イ)の主旨に従い差し当り関西方面に一基を設置し、大学連合等により運営を行うものとする。

ただし、わが国における原子力の研究、開発は漸くその緒に

ついたばかりであり、且つ又日本原子力研究所も設立後日浅く、原子炉管理等の諸法制も未制定の現状に鑑み、本研究用原子炉の所有形式等に関しては別途検討を加えるものとする。

○ この委員会の手配新法、

1. 研究を目的、そのための設備の整備
か、
基礎研究、研究の促進、(Swimming Pool 40~50人)
E-u.ホール、ポンプ control

2. 土地確保、
川の浅き沿岸
候補地、数箇所。

3. 運営方針、運営委員会
共同施設。

4. 名目について、
WB 20人
CP5 1/3
AMF 3.2TR (T/M (年))
150万FIM (研究用)
100万FIM 三菱
調査施設、(sub-contractor)

c112-035-031